

人権擁護に関する基本方針 (改訂案)

滋 賀 県 草 津 市

目 次

はじめに	3
1 人権擁護に関する基本方針改訂の趣旨	3
2 基本方針策定の背景	3
3 基本方針について	4
(1) 性格	4
(2) 構成	4
(3) 体系図	6
I 共通事項	7
1 人権啓発・人権教育・人権学習の推進	7
2 人権を基調とする行政施策の推進	8
3 人権を認め、共に支え合う市民の活動	8
4 個人情報・プライバシーの保護	9
II 個別事項	10
1 同和問題	10
2 障害者の人権に関する問題	12
3 男女の人権に関する問題	14
4 外国人の人権に関する問題	16
5 高齢者の人権に関する問題	17
6 子どもの人権に関する問題	19
7 その他の人権に関する問題	21
III 推進体制	22
1 推進体制の整備	22
2 相談体制・機能の充実	22
用語の解説	24

(参考資料)

・草津市人権擁護に関する条例	2 7
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	2 8
・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に 向けた取組の推進に関する法律	3 5
・部落差別の解消の推進に関する法律	3 7
・同和対策審議会答申（抜粋）	3 8
・日本国憲法（抜粋）	4 2
・世界人権宣言（抜粋）	4 3
・「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」宣言	巻末

はじめに

1 人権擁護に関する基本方針改訂の趣旨

市では、「草津市人権擁護に関する条例」を具現化するため、「人権擁護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を1998年（平成10年）3月に策定し、市における人権擁護に関する現状と課題および施策の基本的方向を明らかにし、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

近年、国においても人権に関する法整備が行われる一方で、人権を取り巻く課題は複雑・多様化し、虐待やいじめ、LGBT（※1）に関する問題、各種ハラスメント（※2）等、社会情勢の変化による新たな課題が発生しています。

今回は、これまでの基本方針の理念を継承しつつ、現在の様々な人権課題の状況および社会情勢の変化や法令等の整備に対応するため、従来の方針の見直しを行い、基本方針を改訂しました。

なお、基本方針の改訂にあたっては、パブリックコメント（※3）による意見や草津市人権擁護審議会における協議・審議を重ねる等、広く意見を集約しました。

2 基本方針改訂の背景

(1) 世界の動き

国連においては、1948年（昭和23年）に採択された世界人権宣言が、2018年（平成30年）に採択から70周年の節目を迎えました。

同宣言の採択後は、その具現化を図るための、「国際人権規約」の制定や、「人種差別撤廃条約」、「女性差別撤廃条約」、「児童の権利条約」等諸条約が採択され、人権に関する各種宣言や国際年の制定等国际的な取組が行われています。

1995年（平成7年）からの『「人権教育のための国連10年」行動計画』に代わり、2005年（平成17年）に採択された「人権教育のための世界計画」については、2020年（令和2年）から2024年（令和6年）の4年間を第4段階とし、若者に重点を置いた人権教育の取組とすることが国連人権理事会で採択されています。

また、2015年（平成27年）に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）（※4）」は、「誰ひとり取り残さない」との人権の理念が掲げられ、世界人権宣言の精神を引き継いだものとなっています。

(2) 国の動き

国においては、2016年（平成28年）4月に、障害者への差別の解消を推進するための「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(以下「障害者差別解消法」という。)、同年6月には、特定の民族や国籍の人々への差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)、また同年12月には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下「部落差別解消推進法」という。)の人権に関する三法が、それぞれ施行されました。

その他にも、様々な分野において人権を擁護するための法律が新たに施行されています。

(3) 県の動き

滋賀県においては、「滋賀県人権施策基本方針」の具現化のため2011年(平成23年)3月に策定された「滋賀県人権施策推進計画」が、様々な人権課題の状況および社会情勢の変化や法令の整備に対応するため、計画の期限を迎える2016年(平成28年)3月に改定されました。

(4) 本市の状況

市においては、あらゆる差別をなくし、市民と市が協調して人権意識の高揚を図るとともに、すべての人があたたかい心を持ちあって明るく住みよいまちを実現するため、1996年(平成8年)7月に「草津市人権擁護に関する条例」を制定しました。同条例に基づき設置された「草津市人権擁護審議会」においては、1998年(平成10年)3月に、基本方針を策定し法令、計画等の動きや新たな課題に対応するため、2010年(平成22年)4月に改訂しています。

個別事項に掲げる各分野においては、基本方針の改訂後も、それぞれの分野における現状と課題を踏まえた新たな計画等を策定しており、基本方針との整合を図る必要があります。

また、2019年(平成31年)2月に、5年に一度の人権に関する意識調査として、「人権・同和問題に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。))を行い、市内における人権意識の現状が明らかになりました。

3 基本方針について

(1) 性 格

「人権」は、行政施策の各分野にわたる課題であることから、個々の具体的な施策については、主管する部局における個別事項に関する計画に委ねるものであり、この方針は施策の推進に関して、「人権」をその根底に据えることを目的としています。

(2) 構 成

この方針は、「人権擁護に関する条例」の具現化を図るためのものである

ことから、その基本理念については、条例前文の主旨である「お互いの人権を尊重し、あたたかい心を持ちあった明るく住みよいまちづくり」としました。

また、「人権」にかかわる施策としては、「人の意識に関するソフトの分野」、「生活環境をはじめとしたハードの分野」および「現存する差別や不合理な格差の解消」の3つの分野を想定し、目指すべき方向として以下の3つを基本目標としました。

- ・ 人権意識の醸成と高揚をめざして
- ・ 誰もが住みよい社会環境づくりをめざして
- ・ 差別や不合理な格差の解消をめざして

次に、上記の基本目標を達成するために、基本項目を「共通事項」、「個別事項」および「推進体制」の3つに大きく分類し、各々の項目についての「現状と課題」と「施策の方向」を記載しています。

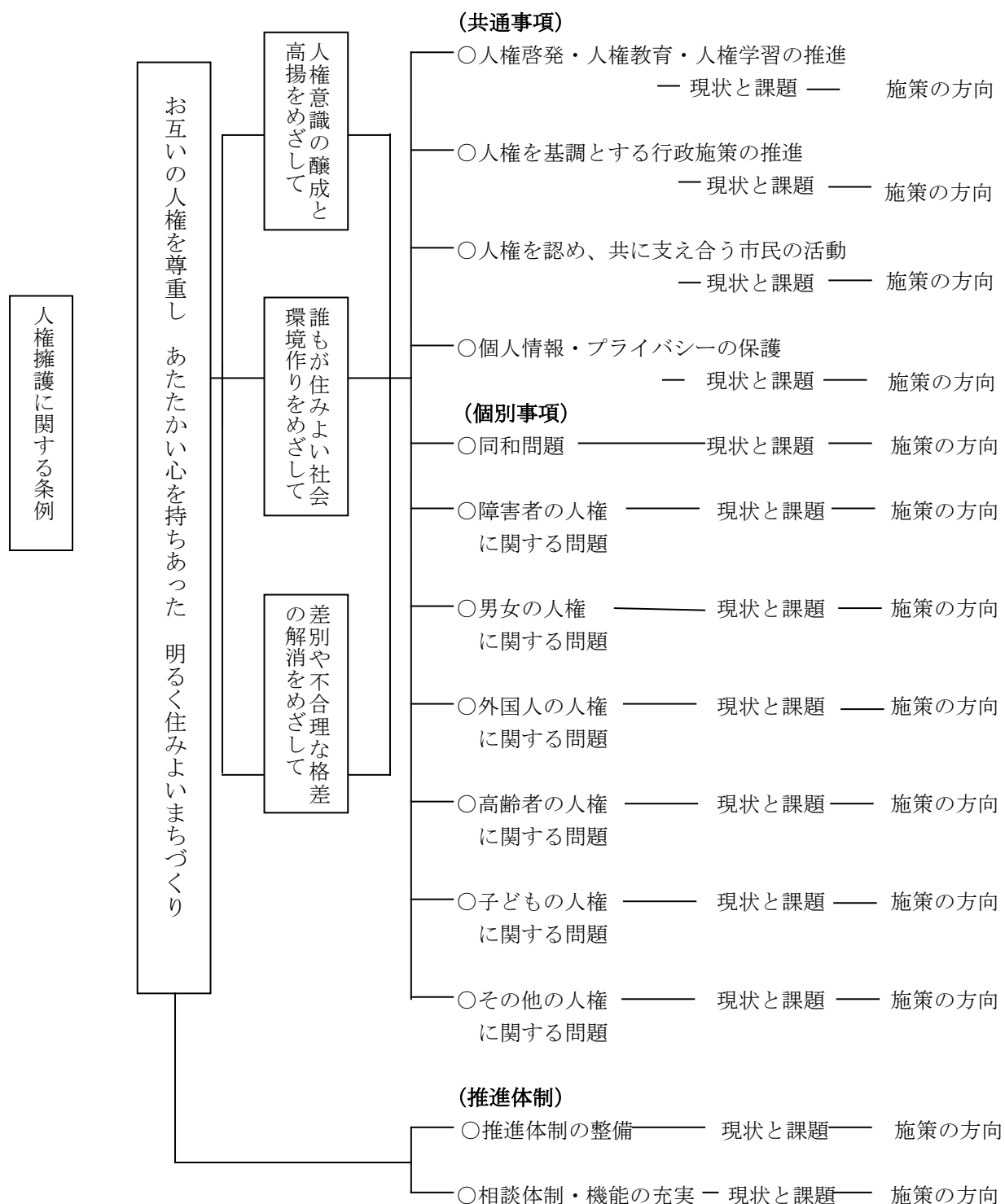
共通事項については、各部局に共通する事項、個別事項については、個別の人権問題についての事項、そして、推進体制については、共通事項と個別事項を効果的に推進するための体制整備に関する事項を掲げています。

(3) 体系図

次ページのとおり

【体系図】

《 基本理念 》 《 基本目標 》 《 基本項目 》



I 共通事項

1 人権啓発・人権教育・人権学習の推進

(1) 現状と課題

これまで、人権啓発については同和問題をはじめとするあらゆる人権問題全般に対する市民の関心の高揚、正しい知識・理解の普及につながるよう、講演会や講座をはじめ、パネル展等のイベントの開催、街頭啓発等を実施しており、人権教育についても同様に、地域、PTA、企業等を中心に幅広い分野において研修会や懇談会等に取り組んできました。

また、市民団体である草津市人権擁護推進協議会や草津市同和教育推進協議会、草津市企業同和教育推進協議会等とも連携しながら、人権啓発・人権教育を推進するとともに、自らの人権意識を高めるための人権学習に資する各種教材等の整備や学習機会の提供を進めてきました。

これらの取組により、人権に対する市民の意識や正しい理解に一定の浸透と理解の深まりが見られるものの、市民意識調査の結果では、市が開催する研修会・講演会の参加状況について「参加したことがない」と回答した人が約5割、自身の人権問題に関する学習のあり方・姿勢についても「一応の理解を持っているつもりなので、あまり学習する気はない」、「自分には関係のないことなので、学習する気はない」といった消極的な学習姿勢の人が、約7割を占めるという結果になっており、人権啓発、人権教育および人権学習の内容や手法について、市民の意識を高めるための効果的なあり方を検討し、工夫・改善していく必要があります。

(2) 施策の方向

人権尊重の理念を普及させ理解を深めることにより、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活の中での実践的態度につながるような取組を進めていく必要があることから、市民の興味・関心やライフスタイル、ライフステージ（※5）に応じた効果的な事業を推進します。

人権啓発にあたっては、市民の幅広い層への働きかけに努めるとともに、企画段階から市民参画のもと開催する等、市民の自主的な学び、学習の機会となるよう工夫します。

また、人権教育については、2017年（平成29年）4月に改定した「草津市人権教育基本方針」に基づき、一人ひとりが、お互いを認め合い、尊重し合い、大切にされる世の中の実現をめざす教育を推進します。

人権学習については、市民意識や課題を的確に把握するための調査、研究を行い、市民ニーズや社会情勢に応じた学習テーマや学習方法の提供に努め、書籍や視聴覚教材等の教材を自由に活用できるよう整備します。

また、リーダーとして身近なところで活動する指導者を育成するための養成講座の開催や、これらの人材が有効に活用されその能力が発揮できる

よう、生涯学習分野との連携による人権学習を推進します。

2 人権を基調とする行政施策の推進

(1) 現状と課題

行政施策は、広く市民生活全般にわたっていることから、施策の遂行にあたっては、憲法に定める基本的人権の尊重等の理念にのっとり、人権擁護の側面から事業の検討や運用を行わなければなりません。

人権を根底に据えた行政を推進していくためには、個別事項に挙げる分野をはじめとして、市民等に共通して関わる人権について、日常的に意識し、所管部署はもちろんのこと、一人ひとりの職員が人権を基調とする行政の担い手であるという認識が大切です。

市職員の人権教育については、各所属に配属された人権擁護推進員、職場研修推進員による職場研修や、新規職員採用時、管理職昇任時の研修等、職員一人ひとりの資質向上に取り組むことで、地域や家庭においてもリーダーとして実践できる職員づくりに努めています。

また、人権に関する施策について、個別事項に挙げる分野においては一定の理解のもとに推進されていますが、全ての部署において人権を基調とする行政施策を推進するという認識を高めるため、今後の取組方策を明確にしていく必要があります。

(2) 施策の方向

市政運営の最上位の計画である草津市総合計画の中に位置付けながら、個別事項に挙げる施策を推進し、現在顕在化している問題の解決に努めるとともに、現在顕在化していない問題や、本人の自覚の有無に関わらず人権を侵害している事例等の存在の認識を高めるため、職員の人権感覚を醸成するための研修や自主研鑽による人権学習の充実と強化を図ります。

また、市民が気持ちよく行政サービスを利用できるよう、窓口や電話における公平、公正な態度と取扱いや、相手の意向の十分な把握と適切な対応に努め、個人情報・プライバシーの保護に関する取組を推進します。

人権の捉え方は社会情勢に伴い変化するため、常に最新の人権情報を備え職員の人権感覚を高める取組を行います。

3 人権を認め、共に支え合う市民の活動

(1) 現状と課題

人権問題は、すべての人が考えていくべき課題であることから、地域社会を構成する市民と行政が共に協力して担うべきものです。

また、豊かな人権文化の創造は、市民の豊かな感性や発想、そして実行力なくしては成し遂げることができないものであることから、市民と行政が、また市民や市民団体同士がお互いに協働して推し進めていかなければ

なりません。その中で、行政は企画・運営のあらゆる過程で市民の力を引き出し、発揮できる場を作ることが重要です。

また、人権擁護については「すべての人」に関わる課題であることから、各種の市民団体等においても、団体の目指す目的や活動の方針等の中に人権擁護の主旨を据える姿勢が求められます。

また、障害者、高齢者、子ども等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会（※6）」の実現のための取組を進める必要があります。

(2) 施策の方向

市民誰もが人権を尊重し合い、「お互いが人として認め合えることのできる人権のまちづくり、共生のまちづくり」を実現するため、啓発事業の企画等で市民や市民団体等の自主性に基づく取組が進むよう支援に努めます。

また、人権尊重の基本に立ち、すべての市民が互いに認め合い、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立し心豊かな生活を送ることができるよう、「第3期草津市地域福祉計画」に基づき、複合的な問題がある人や世帯を支える仕組みとして、制度分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域のことを「我が事」として捉え、人と人がつながる「地域共生社会」の実現を目指します。

4 個人情報・プライバシーの保護

(1) 現状と課題

社会の情報化が進み、公的部門や民間部門において個人情報を利用した様々なサービスが提供され、市民生活全般に多くの利便さと豊かさをもたらしています。

しかし、一方では行政書士による戸籍不正請求事件、インターネット上での「電子版・部落地名総鑑」の公開や掲示板への差別書き込み、個人情報漏えい事件の発生等、情報化社会の進展に伴う、人権問題が後をたちません。

本市においても、多くの個人情報が収集、利用、蓄積されていますが、これらの情報の管理に関しては、職員に対して地方公務員法に規定されている「守秘義務」が課せられています。また、1999年（平成11年）には「草津市個人情報保護条例」を制定し、個人情報に関するデータの適切な保護・管理を行っています。

(2) 施策の方向

職員一人ひとりの個人情報・プライバシー保護の重要性に関する自覚と認識が必要であることから、職員研修等による啓発に努めます。

また、２０１３年（平成２５年）１月から実施している登録型本人通知制度について、効果的な運用を行い、住民情報が不正な手段で取得されることを防止します。

Ⅱ 個別事項

１ 同和問題

(1) 現状と課題

２０１６年（平成２８年）に施行された部落差別解消推進法では、部落差別が現存する事と、その解消に関する行政の責務が明示されています。

部落差別は、憲法に定められた基本的人権が侵害されているという重大な社会問題であり、これを解決することは行政の責務であると同時に、市民一人ひとりが、自分自身の問題として取り組まなければなりません。

部落差別をなくすための取組については、行政等が行う各種教育啓発事業をはじめ、草津市人権擁護推進協議会や草津市同和教育推進協議会、各学区まちづくり協議会・学区同和（人権）教育推進協議会（以下「学区同和教育推進協議会」という。）等の各種機関、団体、企業等を中核として推進されてきたところです。また、実態的な差別を解消するために、地区内の道路や下排水路の整備等をはじめとする環境改善事業等に取り組んできました。

しかし、市民意識調査の結果では、同和問題の起源の認知について、「生活が貧しかったから」や「宗教が違うとか、神道や仏教で禁じられていることをしていたから」、「人種（民族）が違うから」といった誤った認識が約３割となっています。また、同和問題解決のために必要な対策についても、教育・啓発による知識・理解の深まりが重要視された反面、「同和地区の人びとが、一定の地域にかたまって住まないで、分散して住むようにする」「同和地区のことは、口に出さず、そっとしておけば、自然になくなる」といった認識も比較的多くありました。これらの結果から分かるように、同和問題が市民一人ひとりの問題となっていないのが現状です。

部落差別解消推進法にも示されたように、情報化の進展に伴いインターネット上の掲示板への書き込みや、部落地名総鑑の公表等、新たな課題や事象が発生しており、これらの課題に対応した取組も必要とされています。

(2) 施策の方向

① 生活

住環境をはじめとした生活環境の改善については、概ね実施済ですが、実施済の事業にあっても、多様な市民ニーズおよび社会情勢への対応といった課題が生じているため、今後は、良好な住環境と健全なコミュニティの持続的な形成に向けた、施設の更新や処分を進めます。

② 福祉

隣保館は、第二種社会福祉施設として同和問題をはじめあらゆる人権問題の速やかな解決を図るため、地域社会の全体の中で、福祉の向上、人権啓発および住民の交流の拠点となるコミュニティセンターとして設置しており、これまでから福祉分野における相談業務や、障害者や高齢者を対象としたサロンの開催等、健康福祉に関する事業を行ってきました。今後さらに高齢化が進むことが予測されることから、地域住民のニーズを把握し、地域における福祉の課題解決に向けて必要な施策を推進します。

また、隣保館等の運営については、地域による主体的な運営となるよう、指定管理者制度による管理運営を行います。

③ 教育

市内の小中学校においては、人権・同和教育を教育活動の全領域に位置づけ、「部落問題学習草津市モデルプラン」の活用等、発達段階に応じた計画的・系統的な指導の充実に努めます。

差別を見抜き差別に負けない力の育成、共に支え合い、共に差別をなくそうとする仲間づくりや学力向上の取組については、学校教育をはじめ教育集会所の諸活動により行います。また、自主活動学級を魅力ある開かれたものとするために、その指導者について、地域の青年や学生のボランティア等に働きかける等、広がりのある運営形態や内容となるように取り組みます。

また、教職員の力量を高める取組として、保育所・幼稚園等就学前機関から小学校・中学校・高等学校・隣保館等との実践交流等を行い、関係機関が、それぞれの果たすべき役割を明確にしながら連携し、一体となった進路保障や、「生きる力」をつけるための学力の向上等に取り組みます。

④ 就労

本市においては、2017年(平成29年)3月に「第3次草津市就労支援計画」を策定し、就職困難者等(※7)の就労促進に向けて、企業の理解と協力を得ながら、基本的な権利である就労を促進することができる社会の実現をめざして取り組んでいます。

出身地に対する歴史的・社会的な偏見等の理由により就労を阻害される問題については、同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが必要であるため、企業に対し、人権研修等を継続して行うとともに、部落差別の解消に向けた人権教育の充実と人権尊重の理念に基づいた公正な採用選考を実施することを求めます。

また、隣保館における就労相談等、就労の安定化に向けた支援と求人情報の収集・提供を行います。

⑤ 啓発

地域をはじめ企業や各種団体等において、同和問題の本質的な理解を深める研修や学習を推進するとともに、教材等に工夫を加え、問題解決に向けての行動や実践に結び付くような取組を進めます。

町内学習懇談会の取組については、市民意識調査の結果、「開かれているのを知らなかった」「関心がないから」「参加しても差別はなくならないと思ったから」といった不参加の理由が多く挙げられていることから、懇談会の意義を周知するとともに、開催日・開催方法の創意工夫を促す等、学区同和教育推進協議会等の自主的な運営を支援します。

企業に対しては、草津市企業同和教育推進協議会が主催する研修を中心に啓発に取り組みます。また、個々の企業においては、企業内同和问题研修窓口担当者を設置して社内研修を実施している企業の割合が増えており、各企業において人権意識が高まりつつあるものの、研修方法等については、企業の規模や業種によって事情が異なることから、それぞれの事情に合わせた指導に努めます。

⑥ 相談

差別発言や落書き等、同和問題に関する相談については、隣保館および人権センターの相談員により、相談業務を行います。

また、継続的な事案については、隣保館を中心に関係機関が連携する等、課題の早期解決に向けて取り組みます。

2 障害者の人権に関する問題

(1) 現状と課題

本市では、「草津市障害者計画」や「草津市障害福祉計画」を策定し、障害者施策について様々な事業を展開してきましたが、国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「児童福祉法」の改正等が行われ、障害者を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような中、2018年（平成30年）に「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津」を基本理念として、2018年（平成30年）度～2023年（令和5年）度を計画期間とする「第2次草津市障害者計画」を策定し、数値目標と具体的な確保策を示す計画として、2018年（平成30年）度～2020年（令和2年）度を計画期間とする「第5期草津市障害福祉計画・第1期草津市障害児福祉計画」を併せて策定しました。

計画策定にあたっての調査等では、市内において、障害者の多様なニーズに応じた日常を支えるサービスの確保や、その人らしい発達・成長と社会参加を保障する仕組みづくり、障害や疾病に対する正しい知識と理解を身に付けるための教育・啓発活動、虐待を防止するための取組等が必要で

あることが明らかとなっています。

(2) 施策の方向

① 生活

地域に住むすべての人が力を合わせ、共に生き、共に支え合うことができるまちを目指し、地域福祉活動を促進します。

また、障害者の多様なニーズに対応するため、緊急時に対応できる地域生活支援拠点等の構築を進めるとともに、年齢、性別、障害や病気の有無等にかかわらず、すべての人にとって快適に生活できるまちづくりを具現化するユニバーサルデザイン（※8）の考え方を踏まえて、まちのバリアフリー化を推進します。

② 福祉

障害者が地域社会の中で安心して生活できるよう、制度の維持と適正運用に努めます。

また、障害者が毎日の生活を自分らしく送ることができるよう、訪問系・日中活動系サービスを中心とした、障害福祉サービス提供基盤の充実と安定に努めます。

③ 教育

障害のある子ども・ない子どもが共に学び育つインクルーシブ教育（※9）を推進し、全ての子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行います。

本人・家族への教育相談・就学相談を行い、特別な支援を必要とする子どもに対しては、個別の支援計画を踏まえた教育的支援を行います。

また、多様な障害や一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育が提供できるよう、教職員への研修等を充実します。

④ 就労

障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮し、可能な限り就労することは、経済的な理由だけでなく、生きがいや社会参加につながる重要な意義があります。

働く力と意欲のある人が、その人らしい働き方ができるよう支援するとともに、関係機関と連携して雇用環境の整備を促進していきます。

⑤ 啓発

2016年（平成28年）障害者差別解消法が施行され、その後2019年（令和元年）に施行された滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例では、障害者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で

合理的な配慮を行うことが求められていることから、「障害の特性」や「必要な配慮」に関して、市民の理解と協力が得られるよう啓発活動に取り組みます。

⑥ 相談

障害者とその家族に寄り添い、ライフステージに応じた様々な生活課題に対して支援できるよう障害者福祉センターを中心に、発達支援センターや他の相談支援事業者とも連携して、総合的な相談体制の充実・強化を図ります。また、障害者やその保護者による当事者の視点に立った相談活動を行います。

地域共生社会の実現のため、身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりにも努めます。

⑦ 権利擁護

家庭や施設等における虐待や人権侵害、障害者を狙った犯罪に巻き込まれる場合があることから、障害者が人権を侵害されないことがないような対策が必要です。2012年（平成24年）10月には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は速やかに市町村へ通報することが義務付けられています。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が、2016年（平成28年）5月に施行されたことから、今後一層の障害者の権利の擁護を図るため、成年後見制度（※10）や社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業（※11）の利用を促進するとともに、障害者虐待防止対策の取組を進めます。

3 男女の人権に関する問題

(1) 現状と課題

国においては、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、2015年（平成27年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、2018年（平成30年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、男女共同参画に関する法整備が進んでいます。

本市においては、2008年（平成20年）に「草津市男女共同参画推進条例」を制定、2016年3月には「第3次草津市男女共同参画推進計画（後期計画）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に施策を推進しています。

しかしながら、2014年（平成26年）度を実施した、男女共同参画

についての市民意識調査の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が依然として解消されず、男女の不平等感が暮らしの様々な場面に残っています。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（※１２）についての理想と現実との乖離、女性の就業継続が困難な状況、DV被害者の潜在化等も明らかになっており、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力が十分に発揮されるためには、多くの課題が残されています。

(2) 施策の方向

① 生活

地域コミュニティの様々な活動の中で、仕組みやルール、しきたりや習慣等、男女共同参画の考え方に基づいた改善をさらに進めていくため、まちづくり協議会、町内会の活動や、NPO、ボランティア等の活動、地域防災の対応等における男女共同参画を促進します。

② 福祉

互いの性を尊重し、誰もがその人らしく大切にされる地域社会づくりを推進していくため、性・ジェンダー（※１３）を踏まえた健康づくりの支援に努めます。また、必要なサービスを安心して利用できるように努め、出産・保育・育児や介助・介護等に伴う家庭の負担を軽減することで、「楽しい子育て」「行き詰まらない介助・介護」を支えます。

③ 教育

就学前教育・保育から学校教育を通じて男女平等の考え方を浸透させ、子どもの男女共同参画についての理解を深めます。無意識的に保たれている性別の役割意識などに対し、子どもと教職員、保護者等がともに気付くことで、性的偏見を排した子どもの個性を尊重する教育の推進を図ります。

④ 就労

長時間労働の是正等、働き方の見直しを促進するとともに、働く男女が家事・育児・介護などの家庭での責任を両立できるよう、事業者に対してワーク・ライフ・バランス推進を勧奨します。

また、女性の活躍の場と機会を拡げていくため、ポジティブ・アクション（※１４）として、女性の能力開発や起業支援等を促進します。

⑤ 啓発

男女の人権や男女共同参画についての啓発をするため、様々な広報・啓発、講演会や講座等の開催を行うとともに、情報の収集・提供を行います。

⑥ 相談

働くことに関する相談や家庭生活に関する相談窓口として、女性の総合相談窓口を設置していますが、DV被害の相談・支援体制を強化するとともに、DV被害の発生防止や早期対策のための情報提供と意識啓発を一層進め、被害者を早期に発見し専門的な相談窓口に繋げるための体制の充実を図ります。

4 外国人の人権に関する問題

(1) 現状と課題

経済のグローバル化の進展や情報通信技術の著しい進歩によって地域と国際社会のつながりが一層深まる中、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が2019年（平成31年）4月1日に施行され、外国人労働者の受け入れが拡大される等、外国人を取り巻く社会情勢が大きく変化してきました。

また、街頭で日本以外の国や地域の出身者への差別的言動が公然と発せられる「ヘイトスピーチ（※15）」等、外国人に対する深刻な人権侵害が社会問題となっており、2016年（平成28年）ヘイトスピーチ解消法が施行されています。

市内でも、留学や就労等を目的に、外国人が暮らしており、これらの外国人が、将来も地域社会で生活していくことを前提に、単なる「外国人の支援」という視点から多文化共生社会を見据えた「地域の構成員」という視点へと変える必要があります。

外国人の人権については、課題が広範囲であり、必要な対策が多岐にわたることから、国や県の施策に準じた取組と合わせ、企業や大学等関係機関を含めたあらゆる主体と連携し、それぞれが担う役割を積極的に果たしながら外国人と共に、多文化共生の地域づくりを進める必要があります。

(2) 施策の方向

① 生活

外国人にとっては、地域の情報や行政情報等生活する上で不可欠な情報や知識が不足しているほか、言葉や文化的背景の違いに起因した摩擦が発生している事例も見られます。制度を知らないことによって不利益を受けることのないよう、生活情報の提供や案内等のサービスが必要です。また、災害発生時には、災害情報の入手が困難となる等、災害弱者になりやすいことから、外国人の多様なニーズに対応した支援を行います。

② 教育

小中学校においては、児童生徒が在日韓国・朝鮮人問題や外国籍住民

についての正しい理解を深めて偏見や差別をなくし、国際感覚を身に付けた人材となるよう、国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。

また、日本語の技能や日本の文化に関する知識が不足している事で、外国籍児童生徒が困ることがないように、安心して生活できるための支援に努めます。

多文化共生社会の実現のためには、外国人との交流だけでなく、共生という視点が必要になります。草津市国際交流協会等と連携しながら、外国の生活および文化についての理解や、外国人を地域の一員と捉える意識が市民に広がるよう取り組みます。

③ 啓発

外国人に対する差別意識や偏見については、本市において特に事件や事象として顕在化していないものの、市民意識の中には潜在している可能性があると考えられます。

一方、社会的な関心の高まりから、国際交流や国際協力、多文化共生社会づくりを主体的に取り組む市民や団体が増え、外国人に対する生活支援活動も活発化しており、今後もこうした取組を支援するとともに、情報提供等に努めます。

また、在日韓国・朝鮮人に対する意識については、歴史的経緯や心理的な面における理解が不十分であると考えられることから、国際交流の視点による異なる文化・習慣の理解と合わせて、歴史的な側面からの啓発を行います。

④ 相談

外国人が日常生活を円滑に送れるよう、行政手続き等の情報提供や手続きをされる際の支援を行います。また、就労相談については、企業等からの情報収集や就労相談窓口での相談事例の傾向の把握を行います。

今後も、相談業務等を通してニーズの把握に努め、外国人の抱える課題解決に向けた方策を検討します。

5 高齢者の人権に関する問題

(1) 現状と課題

全国的に急速に高齢化が進み、2025年（令和7年）には、日本の高齢化率が30%を超えるものと予想されています。本市においても、高齢化が進む事が見込まれており、「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」を基本理念として、2018年（平成30年）度～2020年（令和2年）度を計画期間とする「草津あんしんいきいきプラン第7期計画」を2018年（平成30年）3月に策定し、高齢者福祉施策および介護保険事業計画の推進を図っています。

今後さらに、介護等の需要の増大が見込まれる中、介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム（※16）」を深化・推進させていくための取組が求められます。

また、認知症についての誤った認識や、単身の介護者の増加、人間関係の希薄化等を背景に、精神的・身体的に養護が必要な高齢者への偏見や虐待という問題への対策が求められています。

(2) 施策の方向

① 生活

高齢者が地域で安心して暮らすことができるようにするためには、行政だけではなく、高齢者自身やその家族、市民、団体、ボランティア、介護サービス事業所、医療機関等の関係機関が連携を図りながら、地域の中で高齢者を支える仕組みを構築していくことが必要です。

また、高齢者が長年にわたって培ってきた豊かな経験や知識を生かし、生きがいを持ってその担い手として活躍できることは、これからの地域社会を支える大きな基盤となり、ひいては自身の介護予防にもつながることから、高齢者の社会参加の機会の充実や地域における活動の場づくり等を進めるとともに、地域包括ケアシステムの担い手育成や組織化等の取組に対する支援を行い、高齢者が活動しやすいまちづくりに向けた取組を推進します。

② 福祉

介護保険制度の創設により、「介護は家族だけでするもの」という考え方から「介護を社会全体として支える」という考え方に変わり、本市でも、介護保険サービスを高齢期の生活を支える基盤的なサービスとして充実させるとともに、高齢者福祉サービスを実施し、高齢者が可能な限り地域で日常生活を営むことができるよう取り組んでいます。

今後、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、重度の要介護者、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるようにするため、また働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減を図るために、介護保険サービスだけでなく、高齢者やその家族のニーズに応じた高齢者福祉サービスの充実と提供を推進します。

③ 啓発

すべての高齢者が尊厳を持って、安心して暮らせるまちの実現のためには、市民一人ひとりがお互いを尊重しあい、思いやりの心を持って支え合うまちづくりに向けた啓発が重要となります。

特に、認知症については、誤った認識により地域から本人や家族が孤

立することも少なくありません。認知症について正しく理解し、認知症の人や家族の方を見守る人材を養成することで、認知症に対する差別や偏見をなくし、認知症があっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう認知症の正しい理解についての普及、啓発に取り組めます。

④ 相談

高齢者の相談窓口である地域包括支援センターにおいては、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、地域の高齢者を見守る人たちや関係機関とのネットワークづくりに努め、相談機能の充実・強化を図ります。

また、高齢者が安心してサービスを適切に選択、利用できるよう、利用者やその家族の立場に立った相談体制を確立します。

⑤ 権利擁護

近年、認知症や身体的・精神的に養護が必要な高齢者が虐待を受けるという問題が深刻化しています。虐待は、介護者の負担の増大や病気の無理解、地域からの孤立等様々な要因が複雑に絡み合い発生します。

2006年（平成18年）に高齢者虐待防止法が施行され、本市においても虐待の早期発見や対応、ネットワークの構築等の取組を進めています。

また、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の財産や身上監護のための地域福祉権利擁護事業や、成年後見制度の利用にかかる支援を進めます。

6 子どもの人権に関する問題

(1) 現状と課題

全国的に少子化が進むとともに子どもや家庭を取り巻く環境が、大きく変わる中、本市では、「子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに育ちあい、笑顔輝くまち草津」を基本理念として、2015年（平成27年）度～2019年（平成31年）度を計画期間とする「草津市子ども・子育て支援事業計画」を2015年（平成27年）3月に策定しました。

子どもの成長基盤である家庭の形態や役割が変化し、児童虐待、子どもの貧困、いじめ、不登校等が深刻な社会問題となる中、市内においても2017年（平成29年）に児童虐待による死亡事例が発生しています。

子どもを安心して産み育てることができる環境、そして、次代を担う子どもたちが健やかに成長していく環境を整備するため、行政はもとより、家庭、地域社会等が力を合わせ、社会全体としての取組が必要です。

(2) 施策の方向

① 生活

青少年の健全育成に関しては、各関係機関と連携して協議・情報共有し、課題解決のための取組を調査研究するとともに、市民活動団体による各学区での活動や健全な環境づくり等を推進し、家庭、学校、地域社会が一体となった活動の充実に努めます。

また、2019年（平成31年）4月から、青少年の健全育成に関する取組については、子ども・子育てに関する取組と一体的に行っています。

② 福祉

少子高齢化、核家族化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、草津市子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業の推進を図ります。

児童虐待防止法には、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに市町村等へ通告することが義務付けられており、児童虐待の防止については、同法に基づき、地域、関係機関と連携することで、虐待の早期発見、迅速な対応ができるよう各種支援事業に取り組みます。

また、就学前の子ども人口の増加、共働き世帯の増加や就労形態の多様化により保育ニーズが高まっており、その保育需要が多様化していることから、幼保一体化（認定こども園）の取組と保育所等における必要な施設整備等を推進します。

③ 教育

就学前教育・保育から就学期教育を通して、心豊かでたくましく生きる子どもの育成を目指し、自分の事も他人の事も大切にできる子どもを育てるため、子どもの自尊感情を高めるような指導や支援を行います。また、地域との連携を図りながら、地域と共に子どもを育てる取組を推進します。

いじめや不登校については、「草津市いじめ防止基本方針」に基づいた組織的な対応による未然防止、個々に応じた早期の指導、相談に努めます。

子育ての基本となる家庭教育については、自主性を尊重しつつ、保護者向けに情報発信や学びの機会を提供するとともに、家庭を支える地域の教育力向上を図ります。

④ 啓発

1994年（平成6年）に批准された「児童の権利条約」の趣旨や内容を周知徹底するとともに、条約の理念に基づく啓発を推進します。

また、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止に係る啓発を推進します。

⑤ 相談

2016年（平成28年）に子育て相談センターを設置し、妊娠から子育て期までの切れ目ない相談支援を行うとともに、各関係機関と連携し、子育ての負担軽減や不安の解消に努めています。

虐待等子どもの人権を著しく侵害する案件については、家庭児童相談室等の専門機関が連携し、家庭に寄り添い、相談や支援にあたります。

学校や幼稚園・保育所においては、いじめ・不登校等に対する早期の指導や相談に努める等、課題解決に向けたサポートを行います。

7 その他の人権に関する問題

(1) 現状と課題

個別事項で取り上げた人権問題の他にも、アイヌの人々、H I V感染者・ハンセン病患者、ホームレス、犯罪被害者やその家族、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局によって拉致された被害者、東日本大震災に起因する風評等の人権問題、L G B T、各種ハラスメント等の人権問題については、本市では事件や事象として顕在化していないものの、市民意識の中には、差別や偏見が潜在している可能性があります。

また、情報化の進展に伴い、インターネット上で個人や地域、集団への誹謗中傷や、差別を助長する表現が掲載される等、新たな人権問題が発生しています。

その他、職業や学歴、家庭環境等の違いを理由に人の価値を判断する等、本人の自覚の有無にかかわらず、日常生活の身近なところで人権侵害となる事例が見られます。

こうした人権問題についても、正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための取組を進める必要があります。

(2) 施策の方向

① 啓発

人権問題に対する差別意識の払拭や人権意識の高揚については、市民一人ひとりが自らの人権感覚を高め、問題意識を持つことが大切であることから、正しい情報を広く提供することと合わせ、問題に即応した啓発教材を作成する等の取組を進めます。

② 相談

人権に関する相談業務は、人権センターを中心として行っており、相談内容に応じて、適切な指導助言や専門機関との連携を行うことができるよう努めます。

Ⅲ 推進体制

1 推進体制の整備

(1) 現状と課題

同和対策や男女共同参画に関する施策については推進本部を設置し、各部署の果たすべき役割を明確にしながら連携と推進を行う総合行政として取り組んでいます。

また、1996年（平成8年）7月に草津市人権擁護に関する条例を制定し、高齢者や子ども、在住外国人等も包括する、市民全体の人権擁護の推進が必要とされていることから、人権擁護の推進について、人権擁護推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、総合調整のもと、全庁的な取組を進めています。

市民組織については、市内の人権擁護委員と各種市民団体の代表者等により、基本的人権の尊重と人権思想の普及高揚を図ることを目的として草津市人権擁護推進協議会が設置されており、啓発活動を中心に積極的な取組が行われています。また、草津市同和教育推進協議会、学区同和教育推進協議会および草津市企業同和教育推進協議会においては、同和問題の解決を重要な柱にしながら、他の人権問題も広く視野に入れた取組が行われています。

(2) 施策の方向

市の組織については、基本方針に基づき、推進本部における総合調整のもと、主管する部局における具体的な施策の推進を図ります。

市民組織については、NPO等の民間団体も市の人権教育・啓発の重要な担い手として位置づけ、これらの活動を支援するとともに、連携・協力して、課題解決に対する市民の関心や参加意欲を高めていく取組を推進します。

2 相談体制・機能の充実

(1) 現状と課題

2016年（平成28年）に施行された障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法には、それぞれ相談体制の整備について示されており、人権問題に関する様々な施策の中でも、相談体制の必要性が明確になっています。

人権に関する相談については、地域における国民の人権擁護の推進と人権思想の普及高揚を使命とした人権擁護委員が法務大臣から委嘱を受け配置されており、市民の人権に関わる相談に対応しています。

人権センターでは、専門の相談員による、各種相談内容に応じた適切な

指導助言や、専門機関との連携を行っています。また、隣保館においては、地域に根差した人権と福祉の拠点として、相談業務を行っています。

人権に関わる相談内容は多岐にわたることから、相談員は、幅広い専門知識と相談技法を身につける必要があります、相談内容に応じて、警察を含む各種専門の相談窓口や関係機関との適切な連携が求められます。

(2) 施策の方向

相談体制については、個別事項で挙げた各分野における専門的な相談窓口の他、人権センターにおいて、人権相談員、人権擁護委員、弁護士による、人権問題全般に関する相談をそれぞれ実施し、利用者のニーズに応じた相談体制を確保します。

相談員の人材育成については、関係法令にかかる知識の習得やカウンセラー的な相談技法も必要とされていることから、各種の相談窓口の担当者に対し十分な研修機会の提供を図ります。

用語の解説

番号	用語	説明
※ 1	L G B T	代表的な性的少数者である、女性同性愛者（レズビアン；Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ；Gay）、両性愛者（バイセクシュアル；(Bisexual)、性自認（心の性）と身体的性が一致しない人（トランスジェンダー；Transgender）の頭文字をとったもので、性的少数者を表す言葉の一つ。性的少数者には、L G B T 以外にも様々な人がいる。
※ 2	ハラスメント	行為者の意図に関わらず、相手方に不利益や損害を与える、もしくは個人の尊厳や人格を侵害する行為。
※ 3	パブリックコメント	行政による施策を原案段階で公表し、市民一般から意見を募り、その上で意思決定を行う手続。
※ 4	持続可能な開発目標（SDGs）	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。
※ 5	ライフステージ	人の一生を、少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けたそれぞれの段階。
※ 6	地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
※ 7	就職困難者等	働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げる様々な要因を抱える人。
※ 8	ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢、性別、人種等にかかわらず、人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。
※ 9	インクルーシブ教育	個人差、多様性を認め合い、どの子どもも大切な存在として一人ひとりが尊重され、社会の中で伸びやかに生き、共に育ち合うことのできる共生社会を実現していくための教育。
※ 10	成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な方を法律的に保護し、支えるための制度。
※ 11	地域福祉権利擁護事業	市町村の社会福祉協議会が実施する事業で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な方の福祉サービス利用援助や金銭管理等を自立生活支援専門員が行うもの。
※ 12	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	老若男女誰もがが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。
※ 13	ジェンダー	生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。

※ 1 4	ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	さまざまな分野において、活動に参画する機会に関して男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。
※ 1 5	ヘイトスピーチ	人種や民族、国籍や宗教等を理由に、特定の個人や集団を排除することを目的として、差別や憎悪をあおり誹謗中傷を行う言動。
※ 1 6	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組み。

(参 考 资 料)

草津市人権擁護に関する条例

平成 8 年 7 月 1 日

草津市条例第 12 号

市は、すべての国民の基本的人権と法の下での平等を保障している「日本国憲法」およびすべての人間は生まれながら自由であり尊厳と権利は平等であるとした「世界人権宣言」を基本理念として、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等に対するあらゆる差別をなくし、市と市民および滞在者が協調して人権意識の高揚を図るとともに、すべての人があたたかい心を持ちあつて明るく住みよいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目 的)

第 1 条 この条例は、あらゆる差別をなくし、市民および滞在者（以下「市民等」という。）一人ひとりの参加によって人権を擁護するまちの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進し、市民等の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民等の責務)

第 3 条 市民等一人ひとり、自己啓発に努め、互いに基本的人権を尊重しあうとともに、人権擁護に関する施策に協力するものとする。

(啓発活動)

第 4 条 市は、市民等一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、啓発活動の充実に努めるものとする。

(調査の実施)

第 5 条 市は、施策および啓発活動を効果的に推進するため、必要に応じ、調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第 6 条 市は、施策および啓発活動を効果的に推進するため、国・県等との連携を図りながら、推進体制の整備に努めるものとする。

(審議会)

第 7 条 この条例の目的を達成するための重要事項について審議する機関として、草津市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

3 審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(委 任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(平成二十五年法律第六十五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

へ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。
(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。
(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑

に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り

方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（障害者基本法の一部改正）

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（内閣府設置法の一部改正）

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた
取組の推進に関する法律（平成二十八年六月三日法律第六十八号）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法

に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助

言その他の措置を講ずる責務を有する。

- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(不当な差別的言動に係る取組についての検討)
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日 法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

同 和 対 策 審 議 会 答 申(抜粋)

昭和40年8月11日

内閣総理大臣

佐 藤 栄 作 殿

同和対策審議会会長

木 村 忠二郎

昭和36年12月7日総審第194号をもって、諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果、別紙のとおり答申する。

前 文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探究に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は付属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新らしく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからず差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第一部 同和問題の認識

一 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会

的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集团的居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにははっきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別を受ける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし、明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているといえることができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれなかった。したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をつづけてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、そ

れを契機によりやうく同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別のなかの貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方は先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とには大きな格差がある。なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化をとげ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題は依然として未解決のままでとり残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は主観を超えた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば、社会進化にともない、いつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的ま

たは顕在的に現存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参加する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から阻害されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から阻害され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を拒む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

日 本 国 憲 法 (抜粋)

昭和 2 1 年 1 1 月 3 日 公布

昭和 2 2 年 5 月 3 日 施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、我国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと務めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 9 条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第 1 1 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 1 4 条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

世界人権宣言(抜粋)

採択 1948年12月10日

国際連合第3回総会

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再認識し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にする為にもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸新的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をもうけることなく、この宣言に掲げるすべての権利と事由とを享有することができる。

「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」
宣 言 文

わたしたちのふるさとは、琵琶湖がもたらす豊かな自然があふれており、歴史と文化に恵まれた平和を享有している。

わたしたちは、世界唯一の核被爆国の国民として、全世界に核兵器の恐ろしさ、平和の尊さそして健康な日々を送れることの喜びを訴えなければならない。

そして、さらに一人ひとりの基本的人権を互いに侵さず、侵されず、すべての人々が平等に生きる権利を草津市民憲章の不断の実践によって実現するものである。

ここに、草津市民は、基本的人権の永久尊重と恒久平和の実現を誓い、国是とする非核三原則を堅持し、核兵器の廃絶をめざし、草津市を「ゆたかな草津 人権と平和を守る都市」とすることを宣言する。

昭和63年10月7日宣言

人権擁護に関する基本方針（改訂版）
編集・発行／2020年（令和2年）〇月
草津市総合政策部人権政策課
〒525-8588
草津市草津三丁目13-30
TEL: 077-561-2335
FAX: 077-561-2488